

- 第七百三十 (特別報告第四六九號多久和ノ城趾保存ノ請願書) (委員長報告)
- 第七百三十一 (特別報告第四七〇號後鳥羽上皇隱岐御遷幸御書) (委員長報告)
- 第七百三十二 (特別報告第四七一號溫泉保護政策樹立速成ノ請願書) (委員長報告)
- 第七百三十三 (特別報告第四七二號宮崎縣野尻原開田ニ關スル請願書) (委員長報告)
- 第七百三十四 (特別報告第四七三號旭川市ニ正米市場及米穀貯藏倉庫設置ノ請願書) (委員長報告)
- 第七百三十五 (特別報告第四七四號中込町ニ國立鯉苗配給場設置ノ請願書) (委員長報告)
- 第七百三十六 (特別報告第四七五號中込町ニ國立食用蛙試驗場設置ノ請願書) (委員長報告)
- 第七百三十七 (特別報告第四七六號露領ニ於ケル本邦小漁業者救濟ノ請願書) (委員長報告)

- 第七百三十八 (特別報告第四七七號水產防疫費國庫支辨ノ請願書) (委員長報告)
- 第七百三十九 (特別報告第四七八號水產單科大學設立ノ請願書) (委員長報告)
- 第七百四十 (特別報告第四七九號關西及九州ニ高等水產學校設置ノ請願書) (委員長報告)
- 第七百四十一 (特別報告第四八〇號水產増殖法制定ノ請願書) (委員長報告)
- 第七百四十二 (特別報告第四八一號漁村振興ニ關スル請願書) (委員長報告)
- 第七百四十三 (特別報告第四八二號齒舞村ニ漁港築設ノ請願書) (委員長報告)
- 第七百四十四 (特別報告第四八三號八雲町漁港修築ノ請願書) (委員長報告)

- 第七百四十五 (特別報告第四八四號) 樞要漁區ニ於ケル漁港速成ノ請願 (委員長報告)
- 第七百四十六 (特別報告第四八五號) 猿拂村ニ簡易漁港築設ノ請願 (委員長報告)
- 第七百四十七 (特別報告第四八六號) 蘭法華漁港修築ノ請願 (委員長報告)
- 第七百四十八 (特別報告第四八七號) 經漁業保護ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第七百四十九 (特別報告第四八八號) 珊瑚礁發見費國庫補助ノ請願 (委員長報告)
- 第七百五十 (特別報告第四八九號) 國產製乳事業振興ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第七百五十一 (特別報告第四九〇號) 牛乳ノ脂肪檢定ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第七百五十二 (特別報告第四九一號) 家畜傳染病豫防法中改正

- 第七百五十三 (特別報告第四九二號) 薄荷ノ外國市況調査並生産者保護ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第七百五十四 (特別報告第四九三號) 國產品ノ消費獎勵ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第七百五十五 (特別報告第四九四號) 鑛業法改正ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第七百五十六 (特別報告第四九五號) 三都和村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第七百五十七 (特別報告第四九六號) 川西村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第七百五十八 (特別報告第四九七號) 坂下町字上町ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第七百五十九 (特別報告第四九八號) 若松市榮町ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

- 第七百六十 (特別報告第四九九號石切所村 = 三等郵便局設置ノ請願) (委員長報告)
- 第七百六十一 (特別報告第五〇〇號播丹鐵道社驛前 = 三等郵便局設置ノ請願) (委員長報告)
- 第七百六十二 (特別報告第五〇一號神指村黑川 = 三等郵便局設置ノ請願) (委員長報告)
- 第七百六十三 (特別報告第五〇二號高田町下町 = 三等郵便局設置ノ請願) (委員長報告)
- 第七百六十四 (特別報告第五〇三號中瀬村 = 三等郵便局設置ノ請願) (委員長報告)
- 第七百六十五 (特別報告第五〇四號吉田村 = 郵便局設置ノ請願) (委員長報告)
- 第七百六十六 (特別報告第五〇五號東北本線北白川驛前 = 郵便局設置ノ請願) (委員長報告)
- 第七百六十七 (特別報告第五〇六號北下浦村 = 郵便局設置ノ請願) (委員長報告)

- 第七百六十八 (特別報告第五〇七號小原村 = 郵便局設置ノ請願) (委員長報告)
- 第七百六十九 (特別報告第五〇八號長野村 = 無集配郵便局設置ノ請願) (委員長報告)
- 第七百七十 (特別報告第五〇九號安村 = 無集配郵便局設置ノ請願) (委員長報告)
- 第七百七十一 (特別報告第五一〇號水郎村字白丸 = 無集配三等郵便局設置ノ請願) (委員長報告)
- 第七百七十二 (特別報告第五一一號撫養町大字黑崎 = 無集配三等郵便局設置ノ請願) (委員長報告)
- 第七百七十三 (特別報告第五一二號西栗栖村 = 集配郵便局設置ノ請願) (委員長報告)
- 第七百七十四 (特別報告第五一三號鹿又郵便局移轉並同局 = 集配事務開始ノ請願) (委員長報告)

- 第七百七十五 (特別報告第五一四號)中名田郵便局 = 集配事務
開始ノ請願 (委員長報告)
- 第七百七十六 (特別報告第五一五號)四ツ濱郵便局 = 集配事務
開始ノ請願 (委員長報告)
- 第七百七十七 (特別報告第五一六號)有福郵便局 = 集配事務開
始ノ請願 (委員長報告)
- 第七百七十八 (特別報告第五一七號)遠山郵便局 = 集配事務開
始ノ請願 (委員長報告)
- 第七百七十九 (特別報告第五一八號)下原田郵便局 = 集配事務
開始ノ請願 (委員長報告)
- 第七百八十 (特別報告第五一九號)夏井郵便局 = 集配事務開
始ノ請願 (委員長報告)
- 第七百八十一 (特別報告第五二〇號)天橋立郵便局 = 集配事務
開始ノ請願 (委員長報告)
- 第七百八十二 (特別報告第五二一號)馬來田郵便局 = 集配事務
開始ノ請願 (委員長報告)

- 開始ノ請願 (委員長報告)
- 第七百八十三 (特別報告第五二二號)中萩郵便局 = 集配事務開
始ノ請願 (委員長報告)
- 第七百八十四 (特別報告第五二三號)大船渡郵便局 = 集配事務
開始ノ請願 (委員長報告)
- 第七百八十五 (特別報告第五二四號)赤生津郵便局 = 集配並電
信事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第七百八十六 (特別報告第五二五號)美和郵便局 = 電話並集配
事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第七百八十七 (特別報告第五二六號)淨法寺郵便局 = 電信事務
開始ノ請願 (委員長報告)
- 第七百八十八 (特別報告第五二七號)吉良見郵便局 = 電信事務
開始ノ請願 (委員長報告)
- 第七百八十九 (特別報告第五二八號)利賀村 = 電信架設ノ請願
(委員長報告)

- 第七百九十 (特別報告第五二九號)吉和郵便局ニ電信又ハ電話事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第七百九十一 (特別報告第五三〇號)日見郵便局ニ電信電話事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第七百九十二 (特別報告第五三一號)古賀郵便局ニ電信電話事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第七百九十三 (特別報告第五三二號)勝賀瀨小川及上八川各郵便局ニ電信電話事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第七百九十四 (特別報告第五三三號)漁業用無線電信電話ノ施設獎勵ノ請願 (委員長報告)
- 第七百九十五 (特別報告第五三四號)刑餘者ノ身元證明ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第七百九十六 (特別報告第五三五號)池田町ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第七百九十七 (特別報告第五三六號)中頓別ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)

- 第七百九十八 (特別報告第五三七號)遠輕村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第七百九十九 (特別報告第五三八號)似灣村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第八百 (特別報告第五三九號)山瀨村ニ大館區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第八百一 (特別報告第五四〇號)宮川村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第八百二 (特別報告第五四一號)常滑町ニ登記所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第八百三 (特別報告第五四二號)上寶村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第八百四 (特別報告第五四三號)御嵩區裁判所出張所管轄區域變更ノ請願 (委員長報告)

- 第八百五 (特別報告第五四四號)小濱區裁判所ニ地方裁判所甲
號支部設置ノ請願 (委員長報告)
- 第八百六 (特別報告第五四五號)實業補習教育振興ノ請願 (委員長報告)
- 第八百七 (特別報告第五四六號)大學及高等學校ノ授業ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第八百八 (特別報告第五四七號)谷川士清大人ノ學徳ヲ國定教科書中ニ編纂ノ請願 (委員長報告)
- 第八百九 (特別報告第五四八號)大崎驛貨物支線敷設計畫變更ノ請願 (委員長報告)
- 第八百十 (特別報告第五四九號)中央線電化速成ノ請願 (委員長報告)
- 第八百十一 (特別報告第五五〇號)號魚沼輕便線軌條改良並延長ノ請願 (委員長報告)
- 第八百十二 (特別報告第五五一號)群馬總社驛西部乘降口新設 (委員長報告)

- 第八百十三 (特別報告第五五二號)興部濱頓別間鐵道經由路ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第八百十四 (特別報告第五五三號)引田德島間鐵道經由路ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第八百十五 (特別報告第五五四號)姬津鐵道豫定地通過ノ請願 (委員長報告)
- 第八百十六 (特別報告第五五五號)姬津鐵道豫定線一部變更ノ請願 (委員長報告)
- 第八百十七 (特別報告第五五六號)山野水俣間鐵道起工年度繰上ノ請願 (委員長報告)
- 第八百十八 (特別報告第五五七號)高粱東城間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第八百十九 (特別報告第五五八號)倉吉勝山間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

- 第八百二十 (特別報告第五九號) 境飯能間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第八百二十一 (特別報告第五六〇號) 深川雨龍間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第八百二十二 (特別報告第五六一號) 福島猪苗代間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第八百二十三 (特別報告第五六二號) 天垣金澤間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第八百二十四 (特別報告第五六三號) 新居濱高知間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第八百二十五 (特別報告第五六四號) 平小名濱間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第八百二十六 (特別報告第五六五號) 酒田真室川驛間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第八百二十七 (特別報告第五六六號) 平岡村新在家ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

- 第八百二十八 (特別報告第五六七號) 名寄上名寄間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第八百二十九 (特別報告第五六八號) 琴似村新琴似ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第八百三十 (特別報告第五六九號) 天和村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第八百三十一 (特別報告第五七〇號) 程ヶ谷戸塚兩驛間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第八百三十二 (特別報告第五七一號) 濱松舞坂兩驛間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第八百三十三 (特別報告第五七二號) 德久村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第八百三十四 (特別報告第五七三號) 西栗栖村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

- 第八百三十五 (特別報告第五七四號)御堂驛信號場ヲ停車場ニ變更ノ請願 (委員長報告)
- 第八百三十六 (特別報告第五七五號)二枚橋信號場ヲ停車場ニ變更ノ請願 (委員長報告)
- 第八百三十七 (特別報告第五七六號)小坂信號所ヲ停車場ニ變更ノ請願 (委員長報告)
- 第八百三十八 (特別報告第五七七號)美幌町舊市街ニ簡易乗降場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第八百三十九 (特別報告第五七八號)濑兵ノ國有鐵道無賃乗車ニ關スル規定中改正ノ請願 (委員長報告)
- 第八百四十 (特別報告第五七九號)有磨村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第八百四十一 (特別報告第五八〇號)穗高村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第八百四十二 (特別報告第五八一號)鷹栖村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

- 第八百四十三 (特別報告第五八二號)網走港開港ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第八百四十四 (特別報告第五八三號)網走、千島及東察加間定期補助航路開始ノ請願 (委員長報告)
- 第八百四十五 (特別報告第五八四號)網走港修築工事擴張ノ請願 (委員長報告)
- 第八百四十六 (特別報告第五八五號)網走町ニ地方裁判所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第八百四十七 (特別報告第五八六號)鬼鹿村ニ船入澗修築ノ請願 (委員長報告)
- 第八百四十八 (特別報告第五八七號)根北鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)
- 第八百四十九 (特別報告第五八八號)商業會議所法中改正ノ請願 (委員長報告)

○第八百五十 (特別報告第五八九號)元屯田兵豫備役服務期間
ヲ公務員在職年ニ通算ノ請願外一件 (委員長報告)

○第八百五十一 (特別報告第五九〇號)一ノ關、大船渡間鐵道速成
並大船渡港ヲ第二種重要港灣ニ指定ノ請願外
八件 (委員長報告)

○第八百五十二 (特別報告第五九一號)釧路、網走間鐵道速成ノ請
願外四件 (委員長報告)

○第八百五十三 (特別報告第五九二號)落石漁港外五港修築ノ請
願 (委員長報告)

○第八百五十四 (特別報告第五九三號)厚床、標津間鐵道速成ノ請
願 (委員長報告)

○第八百五十五 (特別報告第五九四號)金鷄勳章年金令改正ニ關
スル請願外八件 (委員長報告)

○第八百五十六 (特別報告第五九五號)町村有給吏員退隱料法制

定ニ關スル請願 (委員長報告)

○第八百五十七 (特別報告第五九六號)在外指定學校教員ノ恩給
ニ關スル請願 (委員長報告)

○第八百五十八 (特別報告第五九七號)國立水產試驗場設立ノ請
願 (委員長報告)

○第八百五十九 (特別報告第五九八號)機船底曳網漁業取締ノ請
願 (委員長報告)

○第八百六十 (特別報告第五九九號)魚市場法制定ノ請願
(委員長報告)

○第八百六十一 (特別報告第六〇〇號)癩療養所設置指定地取消
ノ請願外六件 (委員長報告)

○第八百六十二 (特別報告第六〇一號)恩給法中一部改正ノ請願
(委員長報告)

○第八百六十三 (特別報告第六〇二號)國有林野ニ關スル請願
(委員長報告)

- 第八百六十四 (特別報告第六〇三號)常呂川治水ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第八百六十五 (特別報告第六〇四號)鑛業法改正ノ請願 (委員長報告)
- 第八百六十六 (特別報告第六〇五號)書道振興ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第八百六十七 (特別報告第六〇六號)落石漁港外五港修築竝厚床標津間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第八百六十八 (特別報告第六〇七號)女子高等教育振興ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第八百六十九 (特別報告第六〇八號)產婆法制定ノ請願 (委員長報告)
- 第八百七十 (特別報告第六〇九號)血液循環治療法規制定ノ請願 (委員長報告)
- 第八百七十一 (特別報告第六一〇號)中湧別網走間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

委員長報告

請願委員長池田龜治君ハ審査ノ經過及結果ニ付左ノ報告ヲ爲シ且請願委員會ニ於ケル經過ノ概要ノ報告ヲ爲ス

委員會ハ審査ノ末日程第四百五十、第六百三十三、第六百四十一、第八百六、第八百二十六、第八百四十八、第八百五十二、第八百五十五、第八百六十四ノ九件ヲ除キ爾餘ノ五百七十三件ハ孰レモ採擇スヘキモノト議決シタリ

作間耕逸君ハ左ノ動議ヲ提出ス
只今一括議題ト爲リタル請願特別報告ハ委員長報告ノ通孰レモ之ヲ採擇スヘシ

動議採用
請願一括採擇

議長ハ院議ニ諮ヒ右動議ヲ採用スル旨依テ各請願ハ委員長報告ノ通採擇ヲ爲スニ決シタル旨ヲ宣告ス

動議提出

作間耕逸君ハ左ノ動議ヲ提出ス
會期切迫シ議案頗ル輻湊シ居ルニ依リ議員提出ノ法律案ニ付テハ提出者ハ自席ヨリ五分以内ニ趣旨辯明ヲ爲スヘシ但シ趣旨辯明ニ代テ議長ノ承認スル程度ノ書面ヲ速記録ニ掲載スルコトヲ求ムル者アラハ之ヲ

許可スヘシ
議長ハ右動議ノ採決ニ先チ院議ニ諮ヒ只今議決シタル日程第二百九十乃至第八百七十一ノ請願中既ニ議決セラレタル法律案建議案ト同一内容ノモノハ採擇ト看做スモノトシ其ノ整理ハ議長ニ一任セラレタルニ決シタル旨ヲ宣告ス

動議採用

議長ハ院議ニ諮ヒ作間君提出ノ動議ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

○第一 北海道御料拂下地ノ地租免除ニ關スル法律案(柳仲次郎君外九名提出) 第一讀會

○第二 北海道御料拂下地免租年期ニ關スル法律案(東武君外三名提出) 第一讀會

議長ハ院議ニ諮ヒ議事日程第一及第二ハ同種議案ナルニ依リ一括シテ其ノ第一讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス
第一案提出者淺川浩君第二案提出者東武君ハ孰レモ其ノ提出案ノ趣旨ヲ辯明ス
〔東君ノ趣旨辯明中粕谷議長退席小泉副議長著席〕

日程第一
第二讀會

趣旨辯明

委員付託
ニ關スル
動議

動議採用
委員指名

井本常作君ハ左ノ動議ヲ提出ス

委員ヲ設ケテ兩案ヲ一括シテ其ノ審査ヲ付託スヘシ其ノ數ハ九名トシ

議長ニ於テ直ニ其ノ委員ヲ指名スヘシ

副議長ハ右動議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨ヲ宣告シ左ノ委員ヲ指名ス

淺川 浩君 神部 爲藏君 澤田 利吉君

松實喜代太君 岡田伊太郎君 黒住 成章君

栗林五朔君 丸山 浪彌君 坂東幸太郎君

副議長ハ只今指名セラレタル委員ハ直ニ委員室ニ參集委員長理事互選後引續キ審議ヲ進メラレムコトヲ望ム旨ヲ述フ

○第三 漁業法中改正法律案(谷原公君外二名提出) 第一讀會

○第四 漁業財團抵當法中改正法律案中(村嘉壽君提出) 第一讀會

副議長ハ院議ニ諮ヒ議事日程第三及第四ハ同種ノ議案ナルニ依リ一括シテ其ノ第一讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス

日程第三
第四第一
讀會

趣旨辯明
委員付託
ニ關スル
動議

動議採用

兩案提出者中村嘉壽君ハ兩案ノ趣旨ヲ辯明ス
井本常作君ハ左ノ動議ヲ提出ス

委員ヲ設ケテ兩案ヲ一括シテ其ノ審査ヲ付託スヘシ其ノ數ハ九名トシ
議長ノ指名ニ依ルヘシ

副議長ハ右動議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

日程第五
第一讀會

○第五 民事訴訟法中改正法律案谷原公君外一名提出 第一讀會
副議長ハ議事日程第五民事訴訟法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開ク旨ヲ宣
告ス

趣旨辯明
委員付託
ニ關スル
動議

動議採用

本案提出者藏園三四郎君ハ本案ノ趣旨ヲ辯明ス
井本常作君ハ左ノ動議ヲ提出ス

委員ヲ設ケテ本案ノ審査ヲ付託スヘシ其ノ數ハ九名トシ議長ノ指名ニ
依ルヘシ

副議長ハ右動議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

○第六 大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法
律案望月圭介君外二十二名提出 第一讀會

○第七 大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法
律案林田龜太郎君外一名提出 第一讀會

○第八 大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法
律案東武君外二名提出 第一讀會

○第九 大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法
律案廣瀬德藏君外二名提出 第一讀會

副議長ハ議事日程第六乃至第九ハ同種議案ナルニ依リ一括シテ其ノ第一
讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス

第一案提出者有馬賴寧君第二案提出者林田龜太郎君第三案提出者東武君
ハ孰レモ其ノ提出案ノ趣旨ヲ辯明ス

中野寅吉君ハ第二第三案ニ對シ贊成演說ヲ爲ス

井本常作君ハ左ノ動議ヲ提出ス

四案ヲ一括シテ鳩山一郎君外八名提出大正十四年法律第四十七號衆議

贊成演說
委員付託
ニ關スル
動議

趣旨辯明

日程第六
乃至第九
第一讀會

勳議採用

院議員選舉法中改正法律案委員ニ併セ付託シ之ヲ審査セシムヘシ
副議長ハ右勳議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

○第十 治安警察法中改正法律案清瀬一郎君外一名提出

第一讀會

○第十一 治安警察法中改正法律案安藤正純君外三名提出

第一讀會

○第十二 治安警察法中改正法律案田中善立君外二名提出

第一讀會

日程第十
乃至第十
二第一讀
會

副議長ハ議事日程第十乃至第十二ハ同種議案ナルニ依リ一括シテ其ノ第
一讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス

第一案提出者山口政二君第二案提出者安藤正純君第三案提出者田中善立

君ハ孰レモ其ノ提出案ノ趣旨ヲ辯明ス

井本常作君ハ左ノ勳議ヲ提出ス

三案ヲ一括シテ政府提出労働組合法案委員ニ併セ付託シ之ヲ審査セシ

委員付託
ニ關スル
勳議

趣旨辯明

勳議採用

ムヘシ

副議長ハ右勳議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

○第十三 大阪市ニ關スル法律案廣瀬德藏君外十一名提出

第一讀會

○第十四 神戸市ニ關スル法律案砂田重政君外三名提出

第一讀會

○第十五 名古屋市ニ關スル法律案田中善立君外二名提出

第一讀會

○第十六 京都市ニ關スル法律案森田茂君外六名提出

第一讀會

○第十七 横濱市ニ關スル法律案平沼亮三君外二名提出

第一讀會

副議長ハ院議ニ諮ヒ議事日程第十三乃至第十七ハ同種議案ナルニ依リ一
括シテ其ノ第一讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス

第一案提出者廣瀬德藏君第二案提出者森田金藏君第三案提出者田中善立

日程第十
三乃至第十
七第一
讀會

趣旨辯明

讀會ニ關スル動議

動議採用五案可決

君第四案提出者田崎信藏君第五案提出者平沼亮三君ハ孰レモ其ノ提出案ノ趣旨ヲ辯明ス

井本常作君ハ左ノ動議ヲ提出ス

五案ヲ一括シテ讀會ノ順序ヲ省略シ孰レモ原案ノ通可決スヘシ

副議長ハ院議ニ諮ヒ之ヲ採用スル旨依テ五案ハ孰レモ原案ノ通可決確定シタル旨ヲ宣告ス

○第十八 寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案安藤正純君外四名提出 第一讀會

○第十九 寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案福井甚三君外四名提出 第一讀會

○第二十 古社寺保存法中改正法律案田中万逸君外四名提出 第一讀會

副議長ハ院議ニ諮ヒ議事日程第十八乃至第二十八同種議案ナルニ依リ一括シテ其ノ第一讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス

日程第十八乃至第二十八第一讀會

趣旨辯明

第一案提出者安藤正純君第二案提出者福井甚三君ハ孰レモ其ノ提出案ノ趣旨ヲ辯明ス
副議長ハ第三案ノ趣旨辯明ナキヤヲ諮ヒタル後趣旨辯明ハ終了シタル旨ヲ宣告ス

委員付託ニ關スル動議

動議採用

井本常作君ハ左ノ動議ヲ提出ス
委員ヲ設ケテ各案ヲ一括シテ其ノ審査ヲ付託スヘシ其ノ數ハ九名トシ議長ノ指名ニ依ルヘシ
副議長ハ右動議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

○第二十一 會計検査院法中改正法律案武藤山治君外一名提出 第一讀會

副議長ハ議事日程第二十一會計検査院法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス

本案提出者武藤山治君ハ本案ノ趣旨ヲ辯明ス
井本常作君ハ左ノ動議ヲ提出ス

趣旨辯明委員付託ニ關スル動議

日程第二十一第一讀會

動議採用

本案ハ武藤金吉君外十九名提出議院法中改正法律案委員ニ併セ付託シ之ヲ審査セシムヘシ
副議長ハ右動議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

○第二十二 牧野法案(八田宗吉君提出) 第一讀會

日程第二十二第一讀會

副議長ハ議事日程第二十二牧野法案ノ第一讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス

趣旨辯明

本案提出者八田宗吉君ハ本案ノ趣旨ヲ辯明ス

委員付託ニ關スル動議

井本常作君ハ左ノ動議ヲ提出ス

委員ヲ設ケテ本案ノ審査ヲ付託スヘシ其ノ數ハ九名トシ議長ノ指名ニ依ルヘシ

動議採用

副議長ハ右動議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

○第二十三 造林助成法案(東武君外十名提出) 第一讀會

日程第二十三第一讀會

副議長ハ議事日程第二十三造林助成法案ノ第一讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス

趣旨辯明

本案提出者村山喜一郎君ハ本案ノ趣旨ヲ辯明ス

委員付託ニ關スル動議

井本常作君ハ左ノ動議ヲ提出ス

本案ハ八田宗吉君提出牧野法案委員ニ併セ付託シ之ヲ審査セシムヘシ

動議採用

副議長ハ右動議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

○第二十四 違警罪即決例中改正法律案(横山勝太郎君提出) 第一讀會

○第二十五 違警罪即決例廢止法律案(原夫次郎君外三名提出) 第一讀會

日程第二十四第二十五第一讀會

副議長ハ院議ニ諮ヒ議事日程第二十四及第二十五ハ同種議案ナルニ依リ

一括シテ其ノ第一讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス

第一案提出者横山勝太郎君第二案提出者原夫次郎君ハ孰レモ其ノ提出案ノ趣旨ヲ辯明ス

委員付託ニ關スル動議

井本常作君ハ左ノ動議ヲ提出ス

兩案ヲ一括シテ政府提出勞働組合法案外三件委員ニ併セ付託シ之ヲ審査セシムヘシ

動議採用

副議長ハ右動議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

二二五六

○第二十六 家祿引直處分法案(隅田豐吉君外五名提出) 第一讀會

○第二十七 家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案(福田五郎君外七名提出) 第一讀會

七名提出)

第一讀會

日程第二十六第二十七第一讀會

副議長ハ院議ニ諮ヒ議事日程第二十六及第二十七ハ同種議案ナルニ依リ

一括シテ其ノ第一讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス

第一案提出者隅田豐吉君第二案提出者福田五郎君ハ孰レモ其ノ提出案ノ

趣旨ヲ辯明ス

井本常作君ハ左ノ動議ヲ提出ス

兩案ヲ一括シテ安藤正純君外四名提出寺院現境内地無償下戻ニ關スル

法律案外二件委員ニ併セ付託シ之ヲ審査セシムヘシ

副議長ハ右動議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

動議採用

○第二十八 北海道拓殖銀行法中改正法律案(小池仁郎君外四名提出)

提出)

第一讀會

○第二十九 日本勸業銀行法中改正法律案(小池仁郎君外四名提出)

出)

第一讀會

○第三十 農工銀行法中改正法律案(小池仁郎君外四名提出)

第一讀會

副議長ハ院議ニ諮ヒ議事日程第二十八乃至第三十ハ同種議案ナルニ依リ

一括シテ其ノ第一讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス

三案提出者小池仁郎君ハ各案ノ趣旨ヲ辯明ス

井本常作君ハ左ノ動議ヲ提出ス

三案ヲ一括シテ谷原公君外二名提出漁業法中改正法律案外二件委員ニ

併セ付託シ之ヲ審査セシムヘシ

副議長ハ右動議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

動議採用

○第三十一 煙草專賣法中改正法律案(森恪君外九名提出)

第一讀會

第五十一卷 第三十八

大正十五年三月二十五日(木)

二二五七

日程第二十八乃至第三十第一讀會

趣旨辯明

委員付託ニ關スル

動議

日程第三十一第一
讀會

副議長ハ議事日程第三十一煙草專賣法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開ク旨
ヲ宣告ス

趣旨辯明

本案賛成者砂田重政君ハ趣旨辯明書ヲ提出セルヲ以テ本案ノ趣旨辯明ヲ
省略スル旨ヲ述フ

委員付託
ニ關スル
勸議

井本常作君ハ左ノ勸議ヲ提出ス

本案ハ八田宗吉君提出牧野法案外一件委員ニ併セ付託シ之ヲ審査セシ
ムヘシ

勸議採用

副議長ハ右勸議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

○第三十二 著作權法中改正法律案内ケ崎作三郎君外三名提出
第一讀會

日程第三十二第一
讀會

副議長ハ議事日程第三十二著作權法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開ク旨ヲ
宣告ス

趣旨辯明

本案提出者内ケ崎作三郎君ハ本案ノ趣旨ヲ辯明ス

委員付託
ニ關スル
勸議

井本常作君ハ左ノ勸議ヲ提出ス

勸議採用

本案ハ政府提出出版物法案委員ニ併セ付託シ之ヲ審査セシムヘシ
副議長ハ右勸議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

○第三十三 特別都市計畫法中改正法律案關直彦君外八名提出
第一讀會

日程第三十三第一
讀會

副議長ハ議事日程第三十三特別都市計畫法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開
ク旨ヲ宣告ス

本案提出者作間耕逸君ハ本案ノ趣旨ヲ辯明ス

井本常作君ハ左ノ勸議ヲ提出ス

委員ヲ設ケテ本案ノ審査ヲ付託スヘシ其ノ數ハ九名トシ議長ノ指名ニ
依ルヘシ

副議長ハ右勸議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

○第三十四 借家法中改正法律案橫山勝太郎君外一名提出
第一讀會

日程第三十四第一
讀會

副議長ハ議事日程第三十四借家法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス

趣旨辯明

本案提出者横山勝太郎君ハ本案ノ趣旨ヲ辯明ス

委員付託ニ關スル
動議

井本常作君ハ左ノ動議ヲ提出ス

本案ハ關直彦君外八名提出特別都市計畫法中改正法律案委員ニ併セ付託シ之ヲ審査セシムヘシ

動議採用

副議長ハ右動議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

○第三十五 産業組合中央金庫法中改正法律案(由谷義治君外五名提出) 第一讀會

日程第三十五第一
讀會

名提出)

第一讀會

議長ハ議事日程第三十五産業組合中央金庫法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス

趣旨辯明

本案提出者由谷義治君ハ本案ノ趣旨ヲ辯明ス

委員付託ニ關スル
動議

井本常作君ハ左ノ動議ヲ提出ス

委員ヲ設ケテ本案ノ審査ヲ付託スヘシ其ノ數ハ九名トシ議長ノ指名ニ

動議採用

依ルヘシ

副議長ハ右動議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

○第三十六 果物確詰原料砂糖戻稅法案(中村嘉壽君外十一名提出) 第一讀會

日程第三十六第一
讀會

第一讀會

副議長ハ議事日程第三十六果物確詰原料砂糖戻稅法案ノ第一讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス

趣旨辯明

本案提出者中村嘉壽君ハ本案ノ趣旨ヲ辯明ス

委員付託ニ關スル
動議

井本常作君ハ左ノ動議ヲ提出ス

本案ハ禱苗代君外十二名提出砂糖消費稅法中改正法律案委員ニ併セ付託シ之ヲ審査セシムヘシ

動議採用

副議長ハ右動議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

○第三十七 大正十二年法律第三十三號中改正法律案(工場法中改正ノ件(清瀬一郎君提出) 第一讀會

日程第三十七第一
讀會

趣旨辯明
委員付託
ニ關スル
動議

副議長ハ議事日程第三十七大正十二年法律第三十三號中改正法律案ノ第一讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス

本案提出者清瀬一郎君ハ本案ノ趣旨ヲ辯明ス

井本常作君ハ左ノ動議ヲ提出ス

本案ハ政府提出労働組合法案外五件委員ニ併セ付託シ之ヲ審査セシムヘシ

副議長ハ右動議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

○第三十八 刑事訴訟法中改正法律案原夫次郎君外二名提出

第一讀會

日程第三十八第一
讀會

趣旨辯明
委員付託
ニ關スル
動議

副議長ハ議事日程第三十八刑事訴訟法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス

本案提出者原夫次郎君ハ本案ノ趣旨ヲ辯明ス

井本常作君ハ左ノ動議ヲ提出ス

本案ハ谷原公君外一名提出民事訴訟法中改正法律案委員ニ併セ付託シ

動議採用

謝辭朗讀
命令

懲罰委員
ニ付スル
宣告

身上ニ關
スル辯明
不許可

降壇命令

之ヲ審査セシムヘシ

副議長ハ右動議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

副議長ハ高橋熊次郎君ニ謝辭朗讀ヲ命ス

高橋熊次郎君ハ謝辭朗讀ヲ拒絕スル旨ヲ述フ

副議長ハ高橋君ハ議院ノ命令ニ服從セサルニ依リ同君ヲ懲罰委員ニ付スル旨ヲ宣告ス

高橋熊次郎君ハ辯明ヲ爲シタキ旨ヲ述ヘタルモ副議長ハ之ヲ許可セサル旨ヲ宣告ス

高橋熊次郎君何故辯明ヲ許ササルヤヲ質疑ス

副議長ハ高橋君ニ降壇ヲ命ス

副議長ハ日程ヲ繼續スヘキ旨ヲ宣告ス

○第三十九 未成年者飲酒禁止法中改正法律案山口政二君外十二名提出

第一讀會

副議長ハ議事日程第三十九未成年者飲酒禁止法中改正法律案ノ第一讀會

日程第三十九第一
讀會

第五十一卷 第三十八

大正十五年三月二十五日(木)

一二六三

趣旨辯明
議會ニ關
スル動議

動議採用
本案可決

ヲ開ク旨ヲ宣告ス
本案提出者山口政二君ハ本案ノ趣旨ヲ辯明ス
山口政二君ハ左ノ動議ヲ提出ス
本案ハ議會ノ順序ヲ省略シテ原案ノ通可決スヘシ
副議長ハ右動議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨依テ本案ハ原案ノ通可
決確定シタル旨ヲ宣告ス

○第四十 恩給法中改正法律案丸山浪彌君外二名提出 第一讀會

○第四十一 恩給法中改正法律案松實喜代太君外三名提出 第一讀會

○第四十二 恩給法中改正法律案(山口政二君外三名提出) 第一讀會

副議長ハ院議ニ諮ヒ議事日程第四十乃至第四十二ハ同種議案ナルニ依リ
一括シテ其ノ第一讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス
第一案提出者丸山浪彌君第二案提出者東武君第三案提出者山口政二君ハ

日程第四
十乃至第
四十二第
一讀會
趣旨辯明

委員付託
ニ關スル
動議

動議採用

孰レモ其ノ提出案ノ趣旨ヲ辯明ス

井本常作君ハ左ノ動議ヲ提出ス

委員ヲ設ケテ各案ヲ一括シ其ノ審査ヲ付託スヘシ其ノ數ハ九名トシ議
長ノ指名ニ依ルヘシ

副議長ハ右動議ニ異議ナキヲ認メ之ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

○第四十三 大正十三年法律第二十四號中改正法律案(贅澤品等

ノ輸入税ニ關スル件)高橋熊次郎君外二名提出

第一讀會

副議長ハ議事日程第四十三大正十三年法律第二十四號中改正法律案ノ第
一讀會ヲ開ク旨ヲ宣告シ提出者高橋熊次郎君ニ趣旨辯明ヲ許可ス

[此ノ時議場騷然]

高橋熊次郎君ハ發言ヲ爲ス

副議長ハ高橋君ニ日程第四十三ノ趣旨辯明ノ爲發言ヲ許可シタル旨ヲ宣
告ス

日程第四
十三第一
讀會

副議長ハ高橋君ハ趣旨辯明ヲ自席ニテ爲ス旨ヲ告ク

〔議場騒然〕

副議長ハ靜肅ノ注意ヲ爲ス

本案提出者高橋熊次郎君ハ本案ノ趣旨ヲ辯明ス

井本常作君ハ左ノ動議ヲ提出ス

本案ハ禱苗代君外十二名提出砂糖消費稅法中改正法律案外一件委員ニ併セ付託シ之ヲ審査セシムヘシ

副議長ハ院議ニ諮ヒ之ヲ採用スル旨ヲ宣告ス

副議長ハ高橋熊次郎君ノ議事進行ニ關スル發言ヲ許可スル旨ヲ宣告ス

〔此ノ時議場騒然〕

副議長ハ靜肅ノ注意ヲ爲ス

副議長ハ寺田市正君ニ靜肅ノ注意ヲ爲シ同君ニ著席ヲ望ム旨ヲ告ク

副議長ハ一般ノ著席ヲ希望スル旨ヲ述フ

高橋熊次郎君ハ議事進行ニ關シ發言ヲ爲ス

副議長ハ高橋君ノ發言中寺田市正君ニ著席ヲ希望シ靜肅ノ注意ヲ爲ス

靜肅注意

趣旨辯明

委員付託ニ關スル動議

動議提出

議事進行ノ發言許可

議事進行

可

靜肅注意

著席希望

議事進行ノ發言

著席希望

靜肅注意

副議長ハ高橋君ノ發言中屢同君ノ發言ニ關シ注意ヲ爲ス

副議長ハ高橋君ノ發言ヲ禁止シ同君ノ降壇ヲ命ス

高橋熊次郎君ハ何故降壇ヲ命シタルヤヲ質疑シタルモ副議長之ニ應答セス

副議長ハ高橋君ノ發言中成規ノ贊成ヲ得テ志賀和多利君ヨリ副議長ハ議

事ノ進行ニ關シ不公平ノ行動アリト認ム宜敷反省處決スヘシトノ緊急動

議提出セラレタル旨依テ議長ニ席ヲ讓ル旨ヲ告ケ暫時休憩ヲ宣告ス時ニ

午後六時三十五分ナリ

午後九時四十九分

議長ハ休憩前ニ引續キ會議ヲ開ク旨ヲ宣告ス

議長ハ内閣總理大臣ヨリ本月二十六日貴族院ニ於テ帝國議會閉會式仰出

サレ候旨通牒アリシ旨ヲ報告ス

議長ハ休憩前ニ提出セラレタル緊急動議ノ趣旨辯明ヲ許可スル旨ヲ宣告

ス

志賀和多利君ハ副議長ハ議事ノ進行ニ關シ不公平ノ行動アリト認ム宜敷

發言ニ關スル注意

發言禁止

降壇命令

休憩宣告

三度開議

閉會式ニ關スル報告

趣旨辯明

許可

趣旨辯明

許可

趣旨辯明

許可

趣旨辯明

靜肅注意
發言ニ關
スル注意
休憩

反省處決スヘシトノ緊急動議ノ趣旨ヲ辯明ス
議長ハ右趣旨辯明中屢靜肅ノ注意ヲ爲シ志賀君ノ發言ニ關シ注意ヲ爲ス
議長ハ傍聽席騷擾ノ爲休憩ヲ爲ス旨ヲ宣告ス時ニ午後十時四分ナリ

午後十時九分

四度開議

議長ハ休憩前ニ引續キ會議ヲ開ク旨ヲ宣告ス

趣旨辯明
ノ續キ
靜肅注意
發言ニ關
スル注意
懲罰動議
提出
發言中止

志賀和多利君ハ引續キ緊急動議ノ趣旨辯明ヲ爲ス
議長ハ右趣旨辯明中屢靜肅ノ注意ヲ爲シ志賀君ニ發言ノ注意ヲ爲ス
議長ハ右趣旨辯明中紫安新九郎君ヨリ志賀和多利君ヲ懲罰委員ニ付スル
ノ動議提出セラレタル旨ヲ告ケ志賀君ノ發言ヲ中止ス

〔議場騷然〕

志賀君ハ尙發言ヲ繼續ス

議長ハ志賀君ニ降壇ヲ命ス

〔議場騷然〕

議長ハ志賀君ノ退場ヲ命ス

降壇命令

退場命令

降壇希望

議長ハ演壇上ノ議員ニ降壇ヲ求ム

〔議場騷然〕

議長ハ暫時休憩ヲ宣告ス時ニ午後十時二十二分ナリ

休憩

午後十一時五十七分

議長ハ靜肅ノ注意ヲ爲ス

〔議場騷然〕

議長ハ休憩前ニ引續キ會議ヲ開ク旨ヲ宣告ス

議長ハ既ニ時間切迫セルヲ以テ散會ヲ爲ス旨ヲ宣告ス時ニ午後十一時五
十八分ナリ

〔參照〕

本會議ニ於ケル議案ノ總數及結果

豫算案

内

十一件

再度開議

可決シタルモノ 九件
撤回シタルモノ 二件

決算及國有財産増減總計算書

四件 是認ス

承諾ヲ求ムル議案

九件 承諾ヲ與フ

政府提出法律案

八十六件

内

可決シタルモノ 八十二件

否決シタルモノ 一件

撤回シタルモノ 一件

未決ノモノ 二件

議員提出法律案

六十八件

内

可決シタルモノ 八件

否決シタルモノ 二件

議決ヲ要セスト決シタルモノ 四件

撤回シタルモノ 一件

消滅シタルモノ 一件

未決ノモノ 五十二件

上奏案 一件 可決

建議案

三百五十五件

内

可決シタルモノ 百十四件

撤回シタルモノ 二件

未決ノモノ 二百三十九件

決議案

六件

内

可決シタルモノ 二件

否決シタルモノ 一件

撤回シタルモノ 一件

未決ノモノ

二件

重要動議

十二件

内

可決シタルモノ

六件

撤回シタルモノ

一件

未決ノモノ

五件

懲罰事犯ノ件

五件

内

可決シタルモノ

二件

未決ノモノ

三件

懲罰委員付託中ノモノ

一件

回付案

二件

請願

千二百七十四件

内

採擇又ハ採擇ト看做シタルモノ

四件

九百五十四件

政府ニ參考トシテ送付シタルモノ

二百三件

不採擇ニ決シタルモノ

三件

未了ノモノ

百十四件

六十三件

質問

内

口頭又ハ書面ニテ答辯アリタルモノ

六十一件

答辯ナキモノ

二件

口頭ニテ答辯アリタリ

十二件

緊急質問

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス)

一 今二十五日貴族院ヨリ回付アリタル議案左ノ如シ

(第三號)大正十五年度歳入歳出總豫算追加案

(特第二號)大正十五年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

一 議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

家祿賞典祿處分法施行法中改正ニ關スル建議案

提出者 大麻唯男君

(以上三月二十五日提出)

一 議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

清水市制施行後ノ監督ニ關スル質問主意書

提出者 高橋熊次郎君

(以上三月二十五日提出)

一 政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ

衆議院議員山枿儀重君提出大東文化協會ニ關スル質問ニ對スル答辯書

書

衆議院議員清瀬一郎君提出軍部ノ公金取扱方法ニ關スル再質問ニ對

スル答辯書

衆議院議員山田道兄君提出醫學博士濫造ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員秋田寅之介君提出下關漁港速成ニ關スル質問ニ對スル答

辯書

衆議院議員秋田寅之介君提出水産及海運業保護獎勵ノ爲特殊銀行設

置ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員秋田寅之介君提出學校教育ノ方針及水産學校設置ニ關ス

ル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員黒住成章君提出國務大臣彈劾制度樹立ニ關スル質問ニ對

スル答辯書

衆議院議員谷原公君提出ラヂヲ放送取締ニ關スル質問ニ對スル答辯

書

衆議院議員關直彦君提出地方青年會ノ指導監督ニ關スル質問ニ對ス

ル答辯書

(以上三月二十五日受領)

一 今二十五日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ議案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

府縣制中改正法律案(政府提出)

市制中改正法律案(政府提出)

町村制中改正法律案(政府提出)

北海道會法中改正法律案(政府提出)

北海道地方費法中改正法律案(政府提出)

水利組合法中改正法律案(政府提出)

徵發令中郡及郡長ニ關スル規定ノ適用ニ關スル法律案(政府提出)

明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法中改正法律案(政府提出)

大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(政府提出)

衆議院議員ノ選舉權ニ關スル法律案(政府提出)

北海道會議員及府縣會議員ノ選舉權及被選舉權並市町村會議員ノ公

民權ニ關スル法律案(政府提出)

土地收用法中郡長ノ職務ヲ定ムル規定ノ適用ニ關スル法律案(政府提出)

大正九年ニ於ケル尼港事變及オコーツク事變ノ爲損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ關スル法律案(政府提出)

勞働爭議調停法案(政府提出)

治安警察法中改正法律案(政府提出)

暴力行爲等處罰ニ關スル法律案(政府提出)

大正十三年法律第十號中改正法律案(政府提出)

海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ伴フ損害ノ補償ニ關スル法律案(政府提出)

特別都市計畫法第五條ノ土地區劃整理ニ伴フ清算金及補償金ニ關スル法律案(政府提出)

製鐵業獎勵法改正法律案(政府提出)

製鐵所特別會計法案(政府提出)

大正九年法律第五十三號中改正法律案政府提出

土地賃貸價格調查法案政府提出

都市計畫法中改正法律案政府提出

(第一號)天正十五年度歳入歳出總豫算追加案

(第二號)天正十五年度歳入歳出總豫算追加案

(特第一號)天正十五年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

舊慣ニ依リ永小作權者カ地租額負擔ヲ約シタル田畑ノ地租免除ニ關

スル法律案本院提出

一 今二十五日貴族院ニ於テ本院ノ回付ニ係ル左ノ議案ニ對シ本院ノ

修正ニ同意シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

産業組合法中改正法律案政府提出

獸醫師法案政府提出

一 今二十五日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ議案ヲ否決シタル

旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

議院法中改正法律案政府提出

一 議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

決議案議長ノ處決ニ關スル件

提出者 箕浦勝人君

外五名

(以上三月二十五日提出)

一 今二十五日議員ヨリ撤回セラレタル議案左ノ如シ

決議案帝國軍隊ノ威信保持ニ關スル件

提出者 清瀨一郎君

外一名

一 今二十五日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

北海道御料拂下地ノ地租免除ニ關スル法律案外一件委員

淺川 浩君 神部 爲藏君 澤田 利吉君

松實喜代太君 岡田伊太郎君 黒住 成章君

栗林 五朔君 丸山 浪彌君 坂東幸太郎君

漁業法中改正法律案外四件委員

村上紋四郎君 山本勝次君 山宮藤吉君
 三橋四郎次君 青山憲三君 高草美代藏君
 秋田寅之介君 中村嘉壽君 谷原公君
 民事訴訟法中改正法律案外一件委員

岡本實太郎君 平川松太郎君 服部英明君
 菅原英伍君 熊谷直太君 磯部尙君
 黒住成章君 原夫次郎君 谷原公君
 寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案外四件委員

中原德太郎君 田中万逸君 太田信治郎君
 安藤正純君 大口喜六君 隅田豐吉君
 山下谷次君 中林友信君 福井甚三君
 牧野法案外二件委員

岡木實太郎君 村山喜一郎君 栗延敬太郎君
 高橋元四郎君 八田宗吉君 二木洵君

赤間嘉之吉君 藏園三四郎君 富永孝太郎君

特別都市計畫法中改正法律案外一件委員

吉川吉郎兵衛君 村上國吉君 横山一格君
 安藤正純君 近藤達兒君 矢野鉉吉君
 折原巳一郎君 沼田嘉一郎君 畔田明君

産業組合中央金庫法中改正法律案委員

由谷義治君 深井功君 荒川五郎君
 二木洵君 山内範造君 長田桃藏君
 高草美代藏君 吉松忠敬君 丹下茂十郎君
 恩給法中改正法律案外二件委員

蟻川五郎作君 信太儀右衛門君 金田平兵衛君
 松實喜代太君 岡田伊太郎君 内野辰次郎君
 井出繁三郎君 丸山浪彌君 馬場義興君

一 今二十五日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ
 北海道農地特別處理法案丸山浪彌君外六名提出委員

委員長 高見之通君 理事

神部爲藏君
松實喜代太君
丸山浪彌君

金鵒勳章年金ニ關スル法律案佐藤實君外二名提出外一件委員

委員長 平井光三郎君 理事

加藤十四郎君
古川清君

北海道御料拂下地ノ地租免除ニ關スル法律案外一件委員

委員長 栗林五朔君 理事

淺川浩君
松實喜代太君

一 今二十五日當任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第一部選出懲罰委員 山口嘉七君橫山勝太郎君補闕

第三部選出懲罰委員 加藤鯛一君(武富濟君補闕)

第九部選出懲罰委員 奥村千藏君(平川松太郎君補闕)

一 今二十五日當任委員理事補闕選舉ノ結果左ノ如シ
懲罰委員

理事 加藤鯛一君理事武富濟君昨二十四日辭任ニ付其ノ

補闕

理事 倉元要一君理事渡邊伍君昨二十四日辭任ニ付其ノ

補闕

一 今二十五日金鵒勳章年金ニ關スル法律案外一件委員小野義一君辭任ニ付其ノ補闕トシテ坂井大輔君ヲ大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案委員砂田重政君辭任ニ付其ノ補闕トシテ石坂豐一君ヲ孰レモ議長ニ於テ選定セリ

一 大正五年二月十八日ノ議決ニ依リ同種議案通過ノ結果採擇シタル

モノト見做シ今二十五日政府ニ送付シタル請願書左ノ如シ

金鵒勳章年金令改正ニ關スル請願 一六九通

農林省ニ蠶絲局設置ノ請願 一

蠶絲局設置ノ請願 一

養蠶組合法制定ノ請願 一

- 在郷軍人會國庫補助ノ請願 一一二
- 小出、柳津間鐵道速成ノ請願 一一一
- 恩根内、咲來間ニ停車場設置ノ請願 一一〇
- 濱頓別、興部間及枝幸、小頓別間鐵道速成ノ請願 一〇九
- 民間航空事業開發ノ請願 一〇八
- 羽幌、下サロベツ間鐵道速成ノ請願 一〇七
- 瀧川、新十津川間鐵道敷設ノ請願 一〇六
- 貴生川、加茂間鐵道速成ノ請願 一〇五
- 小頓別、枝幸間鐵道速成ノ請願 一〇四
- 名寄、羽幌間鐵道速成ノ請願 一〇三
- 羽幌、留萌間鐵道速成ノ請願 一〇二
- 根室港修築ノ請願 一〇一
- 大正十四年勅令第二百四十五號ニ關スル請願 一〇〇
- 興部、濱頓別間鐵道速成ノ請願 九九
- 鶴岡市ニ高等師範學校設置ノ請願 九八

- 鶴岡、高松間鐵道敷設ノ請願 一
- 常呂川治水ニ關スル請願 四
- 左澤、荒砥間鐵道速成ノ請願 一
- 實業補習教育振興ノ請願 一
- 酒田、真室川驛間鐵道敷設ノ請願 一
- 根北鐵道敷設速成ノ請願 一
- 釧路網走間鐵道速成ノ請願 五
- 一 今二十五日參考トシテ政府ニ送付シタル請願書左ノ如シ
- 元屯田兵一時恩給ニ關スル請願 一
- 恩給法中増加恩給ノ一部改正ノ請願 三
- 恩給法中戰死公病死者並廢兵遺族ニ關スル規定改正ノ請願 三
- 戶籍法中改正ノ請願 一
- 利島村ニ三等郵便局設置ノ請願 一
- 姪振中ノ女囚取扱ニ關スル請願 一
- 一時賜金廢兵ニ對スル恩給法制定其ノ他ニ關スル請願 二

- 借家人救済ニ關スル請願
- 刑法中改正ニ關スル請願
- 義務教育年限延長保留ノ請願
- 自彊術ヲ國民體操トシテ公認採用ノ請願
- 小倉市日田町間鐵道ヲ國有鐵道ニ編入ノ請願
- 曆法改正ノ請願
- 帝國議會開會中帝國將來ノ國策討議日特設ノ請願
- 恩給法第九十條改正ノ請願
- 月章弔旗制定ノ請願
- 司法官辯護士等ノ資格ニ關スル請願
- 醬油稅存置ノ請願
- 澱粉關稅引下反對ノ請願
- 政府專賣品ノ元賣捌權ヲ在鄉軍人會聯合分會ニ付與ノ請願
- 安倍神社ヲ國幣社ニ昇格ノ請願
- 縣社息栖神社ヲ官幣社ニ昇格ノ請願

- 改正工場法附則削除竝寄宿舎監督制度實施ノ請願
- 公娼制度廢止ノ請願
- 牛乳營業ノ取締ヲ農林省ニ移管ノ請願
- 東京市土地區劃整理ニ關スル請願
- 鶴川ノ木材流送ニ關スル請願
- 沼田六日町間縣道ヲ自動車道路ニ編入ノ請願
- 靱ノ政府專賣ニ關スル請願
- 度量衡ニ關スル請願
- 滿洲產石炭使用ニ關スル請願
- 氣象人造研究會設置ノ請願
- 防石鐵道買收ノ請願

大正十五年三月二十六日(金曜日)

本日第五十一回帝國議會閉會式執行セララルニ付本院議長副議長及議員
ハ午前十時三十分議院ニ參集シ書記官長書記官ト共ニ午前十一時式場ニ

參列ス

若槻國務大臣ハ 勅旨ヲ奉シ左ノ勅語ヲ捧讀ス

朕貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

朕本日ヲ以テ帝國議會ノ閉會ヲ命シ併セテ卿等勵精克ク協贊ノ任ヲ
竭セルノ勞ヲ嘉獎ス

17876

2637
51

*

